

(Pre 17.2.28 18.2.28 19.2.28)

国際協定課長

滝崎 正

国際社会協力部長
審 議 官
人権部次官
首席事務官
総 務 班
政 務 班

7

Pre 17.2.28

被爆者援護法想定問答

28.2.28 (1144)

問1. 被爆者援護法(新法)による給付は、我が国に居住しない者には行われな
いとの由であるが、法の下での平等を規定している国際人権規約に反するのでは
ないか。

答1. 新法は、現行の原爆二法と同様に、結果責任に基づく国家補償としての側
面と社会保障給付制度としての側面とを併せ持った性格の立法であるところ、
国家補償としての側面については、国際人権B規約上の権利の平等な保障を規定す
る同規約第2条1項、第26条との関係が問題となり得るが、B規約第2条1項
によれば、規約上権利が保障されるのは、締約国の領域内にあり、かつ、その管
轄下にある個人に限られるから、我が国に居住しない者については、B規約違反
の有無の問題は生じない。

2. 新法のうち、社会保障給付制度としての側面については、国際人権A規約上
の権利の平等な保障を定める同規約第2条2項との関係が問題となり得る。
一般論として申し上げれば、右条項は、不合理な差異を設けることを
禁ずるものであり、合理的な差異を設けることまで排除しているわけではない。
本法については、所管官庁である厚生省から答弁すべきものであると考えるが、
我が国に居住しない者に新法による給付を行わないことについて合理的な理由が
あるのであれば、A規約第2条2項の規定に抵触することにはならないと考える。

(注) 右条項の合理性についての厚生省の見解は、別添1

同法9条地主義